

令和 6 年 9 月 6 日  
成 田 市

### PFI 事業に係る実施方針の策定の見通しについて

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり実施方針の策定の見通しに関する事項を公表します。

#### 記

特定事業の名称	特定事業の期間	特定事業の概要	公共施設等の 立地	実施方針を 策定する時期	担当
成田市余熱利用施設 整備運営事業	事業契約締結日から 令和 26 年 3 月末ま で（予定）	成田市余熱利用施設の 設計・建設・維持管理及 び運営業務	成田市小泉 1 6 1 番ほか	令和 6 年 12 月 （予定）	環境部 環境計画課 電話 0476-20-1533

以上